別表 3.1 マクセルで使用を禁止する物質(レベル1)

(別表 3.1. P1)

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値(最大許容値)
1	カドミウム及びその化合物	カドミウム	7440-43-9	100ppm
	*1	酸化カドミウム	1306-19-0	100ppm(包装材)*2
		硫化カドミウム	1306-23-6	
		塩化カドミウム	10108-64-2	
		硫酸カドミウム	10124-36-4	
		その他のカドミウム化合物	_	
2	六価クロム化合物	重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	1,000ppm
	*1	ニクロム酸ニナトリウム	7789-12-0	100ppm(包装材)*2
		三酸化クロム	1333-82-0	
		クロム酸カルシウム	13765-19-0	
		クロム酸鉛	7758-97-6	
		重クロム酸カリウム	7778-50-9	
		クロム酸カリウム	7789-00-6	
		酸化クロム	1333-82-0	
		クロム酸バリウム	10294-40-3	
		クロム酸ナトリウム	7775-11-3	
		クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	
		クロム酸亜鉛	13530-65-9	
		その他の六価クロム化合物	_	
3	鉛及びその化合物	鉛	7439-92-1	1,000ppm
	*1	炭酸鉛	598-63-0	100ppm(包装材)*2
		酸化鉛(Ⅳ)	1309-60-0	=
		四酸化三鉛	1314-41-6	
		硫化鉛(Ⅱ)	1314-87-0	
		酸化鉛(Ⅱ)	1317-36-8	
		塩基性炭酸鉛(Ⅱ)	1319-46-6	
		炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1344-36-1	
		硫酸鉛(Ⅱ)	7446-14-2	
		リン酸鉛(Ⅱ)	7446-27-7	
		クロム酸鉛	7758-97-6	
		チタン酸鉛	12060-00-3	
		硫酸鉛	15739-80-7	
		酢酸鉛	301-04-2	
		酢酸鉛(Ⅱ)、三水和物	6080-56-4	
		リン酸鉛	7446-27-7	
		セレン化鉛	12069-00-0	

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値(最大許容値)
3	鉛及びその化合物 *1	炭酸水酸化鉛	1344-36-1	1,000ppm
		三塩基性硫酸鉛	12202-17-4	100ppm(包装材)*2
		ステアリン酸鉛	1072-35-1	
		ヒ酸水素鉛	7784-40-9	
		その他の鉛化合物	_	
4	水銀及びその化合物 *1	水銀	7439-97-6	1,000ppm
		塩化水銀(I)	10112-91-1	100ppm(包装材)*2
		塩化水銀(Ⅱ)	7487-94-7	
		酸化水銀(Ⅱ)	21908-53-2	
		硫酸水銀	7783-35-9	
		硝酸第二水銀	10045-94-0	
		硫化第二水銀	1344-48-5	
		その他の水銀化合物	_	
5	ポリ臭化ビフェニール類	ポリ臭化ビフェニル類	59536-65-1	1,000ppm
	(PBB 類)	ペンタブロモビフェニールエーテル	32534-81-9	
	ポリ臭化ジフェニルエーテル	2-ブロモビフェニール	2052-07-5	
	類(PBDE 類)	3-ブロモビフェニール	2113-57-7	
		4-ブロモビフェニール	92-66-0	
		ブロモビフェニールエーテル	101-55-3	
		デカブロモビフェニール	13654-09-6	
		デカブロモビフェニールエーテル	1163-19-5	
		ジブロモビフェニール	92-86-4	
		ジブロモビフェニールエーテル	2050-47-7	
		ヘプタブロモビフェニールエーテル	68928-80-3	
		ヘキサブロモビフェニール	59080-40-9	
		ヘキサブロモ-1,1ビフェニール	36355-01-8	
		ヘキサブロモビフェニールエーテル	36483-60-0	
		ノナブロモビフェニールエーテル	63936-56-1	
		オクタブロモビフェニール	61288-13-9	
		オクタブロモビフェニールエーテル	32536-52-0	
		テトラブロモビフェニール	40088-45-7	
		テトラブロモビフェニールエーテル	40088-47-9	
		トリブロモビフェニールエーテル	49690-94-0	
		ポリ臭素化ビフェニル混合物	67774-32-7	

(別表 3.1. P3)

i				管理基準値(最大許容値)
6	トリブチルスズ類(TBT 類)	トリブチルスズクロリド	1461-22-9	意図的添加禁止かつスズと
	トリフェニルスズ類(TPT 類)	トリフェニルスズクロリド	639-58-7	して 1,000ppm 以下
	*3	ビス(トリ-n-ブチルスズ)=オキシド	56-35-9	
		トリフェニルスズ=N,N' -ジメチルジチオカ	1803-12-9	
		ルバマート		
		トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2	
		トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8	
		トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9	
		トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9~11)	47672-31-1	
		トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2	
		トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6	
		ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9	
		ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスク	31732-71-5	
		シナート		
		トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4	
		トリブチルスズ=アセタート	56-36-0	
		トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6	
		ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0	
		トリブチルスズ=スルファマートビス(トリ	6517-25-5	
		ブチルスズ)マレアート	14275-57-1	
		その他トリブチルスズ化合物	_	
		その他トリフェニルスズ化合物	_	
7	ビス(トリブチルスズ)オキシ	ビス(トリブチルスズ)オキシド	56-35-9	意図的添加禁止かつスズと
	F(TBTO) *3			して 1,000ppm 以下
8	ポリ塩化ビフェニル類	ポリ塩化ビフェニル類	1336-36-3	意図的添加禁止
	(PCB 類)	塩素化テルフェニル	61788-33-8	
		アロクロール	12767-79-2	
		クロロジフェニル(アロクロール 1260)	11096-82-5	
		カネクロール(Kanechlor500)	27323-18-8	
		アロクロール 1254	11097-69-1	
		テルフェニル類	26140-60-3	
		その他の PCB 類		
9	ポリ塩化ターフェニル類	ポリ塩化ターフェニル類	61788-33-8	意図的添加禁止
	(PCT 類) *3			

*3: 用途、取扱いが全面規制に相当すると判断したREACH/制限物質

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値(最大許容値)
10	ポリ塩化ナフタレン	ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3	意図的添加禁止
	(塩素数3以上)	オクタクロロナフタレン	2234-13-1	
		テトラクロロナフタレン	1335-88-2	
		ヘキサクロロナフタレン	1335-87-1	
		その他のポリ塩化ナフタレン	-	
11	短鎖型塩化パラフィン	塩化パラフィン:C10-13	85535-84-8	意図的添加禁止
	*3	その他の短鎖型塩化パラフィン	_	
12	アスベスト(石綿)類	アモサイト	12172-73-5	意図的添加禁止かつ
	* 3	クロシドライト	12001-28-4	1,000ppm 以下
		クリソタイル	12001-29-5	
		アクチノライト	77536-66-4	
		アンソフィライト	77536-67-5	
		トレモライト	77536-68-6	
		その他のアスベスト類	1332-21-4	
13	オゾン層破壊物質(Class I)	付表4. オゾン層破壊物質 参照	同左	意図的添加禁止
14	オゾン層破壊物質(Class Ⅱ)	付表4. オゾン層破壊物質 参照	同左	意図的添加禁止
	代替フロン(HCFC類) * 4			
15	放射性物質	ウラン	7440-61-1	意図的添加禁止
	* 4	プルトニウム	_	
		トリウム	_	
		ラドン	_	
		アメリシウム	_	
		セシウム	7440-46-2	
		ストロンチウム	7440-24-6	
		その他の放射性物質	_	
16	PFOS/PFOS 類縁化合物	付表5. PFOS/PFOS類緣化合物一	同左	意図的添加禁止
	〈ペルフルオロオクタンスル	覧表参照		
	フォン酸〉			
17	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾ	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イ	3846-71-7	意図的添加禁止
	ール-2-イル)-4,6-ジ-tert-	ル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール		
	ブチルフェノール			
18	ヘキサクロロベンゼン	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	意図的添加禁止
19	フマル酸ジメチル(DMF)*3	フマル酸ジメチル(DMF)	624-49-7	0.1 ppm 以下
20	ヘキサブロモシクロドデカン	付表 9. ヘキサブロモシクロドデカン	同左	意図的添加禁止
	(HBCD または HBCDD)	(HBCD または HBCDD)一覧表を参照		

*3: 用途、取扱いが全面規制に相当すると判断したREACH/制限物質

*4: 日立グループではレベル2(管理物質)として扱うが、マクセルではレベル1(禁止物質)とする。

別表 3.2 使用実態を把握し、管理を要求される物質(レベル2)

(別表 3.2. P1)

No.	6.2 使用失版を化យし、官項 管理対象物質群	管理物質名	(別表 3.2. P1) CAS No.
	フタル酸ビス(2-エチルヘキシ	フタル酸ビス(2-エチルヘキシ	
1	ル)(DEHP)	JL)(DEHP)	117-81-7
	フタル酸ブチルベンジル	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	
2	(BBP)		85-68-7
3	フタル酸ジブチル(DBP)	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2
4	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5
5	アンチモン及びその化合物	アンチモン(金属性)	7440-36-0
	*1	スチビン(水素化アンチモン)	7803-52-3
		五酸化アンチモン	1314-60-9
		五フッ化アンチモン	7783-70-2
		三酸化アンチモン	1309-64-4
		三塩化アンチモン	10025-91-9
		アンチモン酸ナトリウム	15432-85-6
		その他のアンチモン化合物	I
6	ヒ素及びその化合物 *1	ヒ素 (As)	7440-38-2
		ガリウムヒ素	1303-00-0
		五酸化二ヒ素	1303-28-2
		三酸化二ヒ素	1327-53-3
		ヒ酸カルシウム	7778-44-1
		亜ヒ酸カルシウム	27152-57-4
		亜ヒ酸カリウム	10124-50-2
		ヒ酸カリウム	7784-41-0
		ヒ酸鉛	3687-31-8
		ヒ酸トリエチル	15606-95-8
		その他のヒ素化合物	_
7	ベリリウム及びその化合物	ベリリウム	7440-41-7
	*1	酸化ベリリウム	1304-56-9
		ベリリウムーアルミニウム合金	12770-50-2
		塩化ベリリウム	7787-47-5
		フッ化ベリリウム	7787-49-7
		水酸化ベリリウム	13327-32-7
		リン酸ベリリウム	13598-15-7
		硫酸ベリリウム	13510-49-1
		硫酸ベリリウム四水和物	7787-56-6
		ベリル鉱石	1302-52-9
		その他のベリリウム化合物	_

^{*1:}金属はその合金を含む。ただし、ニッケルは除く。

(別表 3.2. P2)

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.
8	ニッケル及びその化合物	ニッケル	7440-02-0
	*1,*2	酸化ニッケル	1313-99-1
	(合金は除く)	炭酸ニッケル	3333-67-3
		硫酸ニッケル	7786-81-4
		その他のニッケル化合物	_
9	セレン及びその化合物 *1	セレン	7782-49-2
		セレン化水素	7783-07-5
		酸化セレン	7446-08-4
		六フッ化セレン	7783-79-1
		セレン化ナトリウム	1313-85-5
		セレン酸ナトリウム	10112-94-4
		ジメチルセレン化合物	593-79-3
		二酸化セレン	12640-89-0
		その他のセレン化合物	_
10	非特定臭素系難燃剤	3,5,3',5'-テトラブロモビスフェノール A	79-94-7
	(PBB 類、PBDE 類以外)	(TBBA)	
		2,4-ジブロフェノール	615-58-7
		2,4,6-トリブロモフェノール	118-79-6
		ペンタブロモフェノール	608-71-9
		2,3-ジブロモプロパノール	96-13-9
		ブロモエチレン	593-60-2
		ペンタブロモトルエン	87-83-2
		テトラブロモフタル酸無水物	632-79-1
		ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
		(HBCDD)	
		その他の臭素系難燃剤	_
11	ポリ塩化ビニル(PVC)*3	ポリ塩化ビニル(CH2-CHCI)n	9002-86-2
12	特定フタル酸エステル	フタル酸ジヘプチルノニルウンデシル	68515-42-4
		(DHNUP)	
		フタル酸ジイソヘプチル(DIHP)	71888-89-6
		フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8
		フタル酸ジイソノニル(DINP)	
		フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	28553-12-0
		フタル酸ジイソデシル(DIDP)	117-84-0
		その他のフタル酸エステル	26761-40-0
			_

^{*1:}金属はその合金を含む。ただし、ニッケルは除く。

^{*2:}ニッケルは長時間皮膚に触れる可能性のある用途(携帯用として設計されたポータブル電子機器の外装など)に適用する。

^{*3:}包装用途のみに適用する。

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.
13	2置換有機スズ化合物	ジブチルスズ化合物(DBT)	_
		ジオクチルスズ化合物(DOT)	_
		その他の二置換有機スズ化合物	_
14	コバルト及びその化合物	塩化コバルト(Ⅱ)	7646-79-9
		硫酸コバルト(Ⅱ)	12179-04-3
		硝酸コバルト(Ⅱ)	12267-73-1
		炭酸コバルト(Ⅱ)	10124-43-3
		酢酸コバルト(Ⅱ)	10141-05-6
15	特定アゾ化合物	付表8 特定アミン一覧表 参照	同左
	特定分解アミン		
	(アゾ染料・顔料)		
16	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	50-00-0
17	ベンゼン	ベンゼン	71-43-2
18	フッ素系温室効果ガス(HFC,	HFC	_
	PFC, SF6)	PFC	_
		SF6	_
19	多環芳香族炭化水素	付表6 REACH/制限物質一覧表を参	同左
	(PAHs)	照	
20	ペルフルオロオクタン酸及び	付表 10 PFOA(ペルフルオロオクタン	同左
	その塩並びにそのエステル	酸)とその塩及びそのエステル一覧表	
	(PFOA)	を参照	
21	N-フェニルベンゼンアミン及	N-フェニルベンゼンアミン及びスチレン	68921-45-9
	びスチレン並びに 2,4,4-トリメ	並びに 2,4,4-トリメチルペンテンの反応	
	チルペンテンの反応生成物	生成物(BNST)	
	(BNST)		
22	REACH/制限物質	付表6 REACH/制限物質一	同左
		覧表を参照	
23	REACH/認可物質	付表7 REACH/認可物質・	同左
		SVHC 一覧表を参照	
24	REACH/SVHC	付表7 REACH/認可物質・	同左
		SVHC 一覧表を参照	
25	JAMP 管理対象物質	アーティクルマネジメント推進	_
	* 4	協議会(JAMP)が規定する	
		管理対象物質	

^{*4:}アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が規定する管理対象物質

以下の法規および業界基準に該当する物質を含む。

- 1. 化審法(第一種特定化学物質)
- 2. 安衛法(製造禁止物質)
- 3. 毒劇物法(特定毒物)
- 4. RoHS指令

- 5. ELV指令
- 6. CLP(AnnexVIのTable3.1/CMR-Cat-1a,1b 並びにTable3.2/CMR-Cat 1, 2)
- 7. REACH AnnexX垭(制限物質)
- 8. REACH 認可対象候補物質(SVHC)
- 9. POPs規則 Annex I
- 10. ESIS PBT (PBT判定基準該当部分)
- 11. GADSL
- 12. JIG

詳細は次の文書、リストを参照のこと。

「JAMP管理対象物質解説書」、「JAMP管理対象物質参照リスト」(最新版)

参照先: http://www.jamp-info.com/list

付表一覧

付表1:レベル1(禁止)の各物質群に関する用途・管理値・参照法令の詳細表

付表2:レベル2(管理)の各物質群に関する参照法令の詳細表

付表3-1:RoHS指令/適用除外項目一覧(Annex3)

付表3-2:RoHS指令/適用除外項目一覧(Annex4)

付表4: オゾン層破壊物質一覧表

付表5:PFOS/PFOS類縁化合物一覧表

付表6:REACH/制限物質一覧表

付表7:REACH/認可物質·SVHC 一覧表

付表8:特定アミン一覧表

付表9: ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD または HBCDD) 一覧表

付表 10:PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とその塩及びそのエステル一覧表

(各付表一覧の掲載HP: http://www.hitachi.co.jp/environment/library/pdf/green_annex.pdf)